

学校感染症による出席停止について

学校保健安全法第19条により、生徒が学校感染症にかかった場合、本人の休養と他者への蔓延、流行を防ぐため出席停止といたします。なお、学校感染症と診断された場合は下記の手続きをとってください。

記

1. 医療機関にて右の証明書を記入してもらい、登校後、担任にご提出ください。
医療機関によっては指定の診断書以外では発行してもらえない場合や、発行費用がかかる場合がありますので、その際は保護者が記入・押印し、**病院受診の検査結果や領収書等のコピーを裏面に添付の上**、ご提出ください。資料が添付されていない場合は受理することができません。
2. 出席停止期間の基準は下記の通りです。
 - (1) 第1種の感染症にかかった者については、治癒するまで。
 - (2) 第2種の感染症（結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く）にかかった者については、次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りではない。
 - イ. インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く）にあつては、発症後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。
 - ロ. 百日咳にあつては、特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
 - ハ. 麻疹にあつては、解熱した後3日を経過するまで。
 - ニ. 流行性耳下腺炎にあつては、耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身症状が良好になるまで。
 - ホ. 風しんにあつては、発しんが消失するまで。
 - ヘ. 水痘にあつては、すべての発しんが痂皮化するまで。
 - ト. 咽頭結膜熱にあつては、主要症状が消退した後2日を経過するまで。
 - チ. 新型コロナウイルス感染症にあつては、発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。
 - (3) 結核、髄膜炎菌性髄膜炎及び第3種の感染症にかかった者については、症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
 - (4) 第1種若しくは第2種の感染症患者のある家に居住する者又はこれらの感染症にかかっている疑いがある者については、予防処置の施行の状況その他の事情により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
 - (5) 第1種又は第2種の感染症が発生した地域から通学する者については、その発生状況により必要と認めるとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。
 - (6) 第1種又は第2種の感染症の流行地を旅行した者については、その状況により必要と認めるとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。

※こちらをご使用ください

証 明 書

大谷中学・高等学校 中 ・ 高 年 組 番 氏 名 _____

〈感染症の種類〉 該当疾患に○をつけてください。

第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア 重症急性呼吸器症候群 (病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る) 中東呼吸器症候群 (病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る) 特定鳥インフルエンザ (感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザ)
第2種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)、百日咳、麻疹 流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、 新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス (令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る) であるものに限る。次条第二号チにおいて同じ) 結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス 流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症 ()

① 出席停止期間 20 年 月 日 ~ 20 年 月 日

② 登校可能日 月 日

③ 意見欄 (ア) 登校禁止 (イ) プール禁止

④ その他 【 】

医療機関名 ※

医師名または保護者名 ※ 印

証明書提出日 20 年 月 日

※保護者が記入・押印する場合は、検査結果や病院受診の領収書等のコピーを裏面に添付の上、ご提出ください。

学内回覧 (回覧後は保健室へ)



貼付欄